

スパハウス ろっかぼっか 会員利用規約

第1条（対象施設）

本規約の対象となる施設（以下、「本施設」といいます。）は、次のとおりです。

（名 称） スパハウス ろっかぼっか

（所在地） 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字内子内337番地

第2条（運営管理）

本施設の運営管理には、六ヶ所げんねん企画株式会社（以下、「運営管理会社」といいます。）があたります。

- 2 運営管理会社は本規約及び細則等、本施設の運営管理に関する諸規則を定め、かつ必要に応じてこれを変更することができます。

第3条（会員の種類）

本施設の会員は、特別法人会員、法人会員、一般個人会員、一般家族会員の4種類といたします。

- 2 特別法人会員及び法人会員は、契約法人の社員及びその同居家族を対象といたします。
- 3 一般個人会員は、記名者1名を対象といたします。
- 4 一般家族会員は、記名者及びその同居家族を対象とし、2名以上をもって会員といたします。

第4条（利用資格）

本施設の会員利用資格は次のとおりといたします。

- （1）本規約及び細則、その他運営管理会社が定める規則を守る方
- （2）他の会員または本施設利用者に迷惑をかけるおそれのない方
- 2 次のような方につきましては、会員契約をお断りいたします。
 - （1）暴力団関係者の方
 - （2）入墨をしている方
 - （3）その他、運営管理会社が会員に適さないと判断する方

第5条（契約手続き）

本施設の会員契約を希望する方は、所定の申込手続きを行うとともに、別途細則に定める年会費をお支払いいただきます。なお、お支払いいただいた年会費は、原則として返却いたしません。

第6条（会員証）

運営管理会社は、本施設の会員契約に申し込み、運営管理会社が本施設の会員にふさわしいと認めた方に会員証を交付いたします。

- 2 本施設の利用に際しては、必ず会員証をご提示いただくものとします。
- 3 会員証は他人に貸与及び譲渡することはできません。
- 4 本規約第10条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を運営管理会社にご返却いただきます。
- 5 会員証を紛失された場合、速やかに運営管理会社にお申し出いただきます。なお、会員証の再発行については、所定の手数料をお支払いいただきます。

第7条（契約有効期間）

特別法人会員及び法人会員の契約有効期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、以降、所定の解約手続きがなされないかぎり、毎年度自動的に更新されるものといたします。

2 特別法人会員及び法人会員の初年度契約が4月1日を過ぎて成立した場合の契約有効期間は、ご利用開始希望日以降最初の3月31日までといたします。

なお、この場合につきましても、所定の解約手続きがなされないかぎり、毎年度自動的に更新されるものといたします。

3 一般個人会員及び一般家族会員の契約有効期間はご利用開始希望日から1年間とし、契約を継続する場合は、契約期間満了までに所定の更新手続きを行っていただくものといたします。

第8条（譲渡及び名義変更）

本施設の会員資格については譲渡及び名義変更することはできません。但し、契約法人において会社合併等があった場合はこの限りではありません。

第9条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当した場合、直ちにその会員資格を喪失するものといたします。

- (1) 契約法人が解散又は破産の申立て又は和議の申立てを行ったとき
- (2) 特別法人会員又は法人会員が退職等により契約法人の社員でなくなったとき
(この場合、当該会員の同居家族も同時に会員資格を喪失するものといたします)
- (3) 本規約第4条の適格条項を満たさなくなったとき、又は不適格条項に該当したとき
- (4) 会員契約の有効期間が満了となったとき
- (5) 本規約第10条により会員契約を解除されたとき
- (6) 会員契約を解約したとき

第10条（解除）

運営管理会社は、次の各号のいずれかに該当した会員についてその会員契約を解除することができます。

- (1) 契約申込みにおいて虚偽の内容があったとき
- (2) 本規約及び細則、その他運営管理会社が定める規則等に違反したとき
- (3) 本施設または運営管理会社の名誉を傷付けたとき
- (4) 本施設の秩序を乱したとき
- (5) 本施設の設定、備品等を故意に傷付けたとき
- (6) 運営管理会社が定める期間に年会費を支払わなかったとき
- (7) その他、運営管理会社が、解除が妥当であると判断するような行為又は事由があったとき

第11条（解約）

会員が会員契約を解約する場合には、所定の解約手続きを行っていただきます。

第12条（施設利用の制限）

運営管理会社は次の場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し、利用を制限できるものとします。

- (1) 天候、災害、その他やむをえない事由により本施設の利用が不可能になったとき
- (2) 本施設の改修、点検等を行うとき
- (3) 本施設を利用した特別行事、特別催事等が行われるとき
- (4) 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢等による時
- (5) その他、運営管理会社が運営上必要と認めたとき

第13条（諸規則の遵守）

会員は、本施設の利用に際し、本規約及び細則、その他運営管理会社が定める規則等に従うものといたします。

第14条（営業時間及び休業日）

本施設の営業時間及び休業日については別途細則において定めます。

第15条（施設利用料）

本施設の各種利用料については別途細則等において定めます。

第16条（免責事項）

運営管理会社は、本施設内で発生した事故、盗難等について、自らの責による場合を除き、一切の責任を負わないものといたします。

第17条（損害賠償責任）

会員は、自らの責により運営管理会社又は第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものといたします。

第18条（変更届）

会員は、氏名、住所、連絡先等会員契約申込書の記載内容に変更が生じた場合、速やかに所定の変更手続きをするものといたします。

第19条（個人情報の取り扱い）

運営管理会社は、会員から提供された個人情報について、厳重に管理し、本施設の運営管理に必要な目的以外には一切使用いたしません。

第20条（閉鎖）

運営管理会社は、次の場合には本施設を閉鎖し、すべての会員との契約を解除することができます。

- （1）法令の制定、改廃、行政指導等により本施設の営業が不可能又は著しく困難になったとき
- （2）天災、地変等により、本施設の営業が不可能又は著しく困難になったとき
- （3）社会情勢あるいは経済情勢の著しい変動、その他やむをえない事由により、本施設の営業が不可能又は著しく困難になったとき

第21条（細則等）

本規約に定めのない事項ならびに運営上必要な事項については、別途細則その他規則等に定めます。

第22条（規約等の改定）

本規約及び細則等の改定は、運営管理会社がこれを行い、その効力は対象となるすべての会員に及ぶものといたします。

付 則

- 1 本規約は、平成15年4月1日より実施いたします。
- 2 本規約は、平成18年4月1日より実施いたします。
- 3 本規約は、平成26年4月1日より実施いたします。